不利益処分に係る処分基準

処分の名称	みなし登録業者の営業停止命令
根拠条例·規則名	さいたま市屋外広告物条例
条項	第29条の5第8項
所 管 部 課	都市局 都市計画部 都市計画課(電話:048-829-1409)
	①登録の拒否事項に該当するもの
	②屋外広告物法に基づく条例または屋外広告物法の処分
	に違反したとき
	③みなし登録の変更に係る届出をしない、または、虚偽の
	変更届出をしたとき
処	
基準	
分(未設定の場	
合はその理	
基 由)	
 	
準	
設定等年月日	平成 25 年 8 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備考	
	I .